

ー 市内中小企業等の新事業展開、新製品・新サービス開発等の取組みを支援します！ ー

長崎市チャレンジ企業応援事業費補助金

エネルギー価格や原材料費等の物価高騰の影響により、収益面において厳しい経営環境が続く中、従業員の雇用維持に向け持続的・構造的な賃上げを目的とした売上拡大や収益改善のための新事業の展開、新製品・新サービスの開発等の新たな取組み（機械設備等の導入を含む）の一部を補助します。

対象事業	下記の①～③に該当する市内の事業所等において実施される事業（併用可） ① 新事業展開支援事業 既存の事業と異なる新分野に進出するなど経営の多角化に資する取組み ② 新製品・新サービス開発事業 高付加価値な新製品や新技術、新たなサービスの提供など売上拡大に資する取組み ③ 生産性向上・業務効率化事業 生産性向上・業務効率化など収益拡大に資する取組み																				
補助対象者	市内において3年以上継続して同一事業を営んでいる中小事業者のうち、次の区分のいずれかに該当する者。 (1) 中小企業枠 市内に本社又は主たる事業所を有する者 (2) 成長分野枠 (1)のうち、造船、航空機、洋上風力等の本市の成長分野において補助対象事業を実施するもの (3) 地域経済牽引枠 市内に本社又は工場を有し、地域未来牽引企業として経済産業省から選定された事業者、又は売上額や従業員数が大きく、地域経済に貢献し成長性が高いと認められ、地元調達拡大が見込める事業者)																				
事業期間	交付決定日～令和9年2月末																				
対象経費	裏面のとおり																				
補助率・補助限度額	【補助率】 ア 事業完了時まで、正社員の2割以上の社員に対し、令和8年1月支給時の賃金単価と比較して30円以上の引上げを行っている事業者 <u>3分の2</u> イ 賃金単価の引上げ環境を整備する事業者 <u>3分の1</u> ※賃金単価については、基本給と諸手当の合計額を時間単価で算出（諸手当には時間外勤務手当や臨時で支払われる手当、割増賃金、皆勤手当、通勤手当及び家族手当は除く） 【補助限度額】 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">賃金単価増加額</th></tr><tr><th>30円以上 50円未満</th><th>50円以上</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">上記アに該当する事業者</td><td>中小企業枠</td><td>2,000千円</td><td>3,000千円</td></tr><tr><td>成長分野枠</td><td>6,000千円</td><td>10,000千円</td></tr><tr><td>地域経済牽引枠</td><td>30,000千円</td><td>50,000千円</td></tr><tr><td>上記イに該当する事業者</td><td>中小企業枠</td><td colspan="2">1,000千円</td></tr></tbody></table>	区分		賃金単価増加額		30円以上 50円未満	50円以上	上記アに該当する事業者	中小企業枠	2,000千円	3,000千円	成長分野枠	6,000千円	10,000千円	地域経済牽引枠	30,000千円	50,000千円	上記イに該当する事業者	中小企業枠	1,000千円	
区分				賃金単価増加額																	
		30円以上 50円未満	50円以上																		
上記アに該当する事業者	中小企業枠	2,000千円	3,000千円																		
	成長分野枠	6,000千円	10,000千円																		
	地域経済牽引枠	30,000千円	50,000千円																		
上記イに該当する事業者	中小企業枠	1,000千円																			
申請期間	令和8年9月30日まで（予算がなくなり次第、受付は終了します）																				
選考方法	交付決定については、申請受理後、随時審査・採択決定をします。																				
お問い合わせ	長崎市経済産業部新産業推進課 誘致ものづくり支援係 〒850-8685 長崎市魚の町4-1 14階 TEL 095-829-1273 FAX 095-829-1151 https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/76401.html ← 詳細はコチラをご確認ください。 又は、「長崎市 チャレンジ企業応援事業費補助金」で検索																				

区分	補助対象経費	備考
ア 新事業展開事業 イ 新製品・新サービス開発事業 ウ 生産性向上・業務効率化事業	旅 費	・ 事業実施に必要な出張に要する経費に限る。
	謝 金	・ 事業実施に必要な外部専門家に対する謝金又は旅費に限る。
	受講料等	・ 事業実施に必要な研修の受講料、教材費、受験料及び資格登録料に要する経費に限る。
	会場借上料	・ 事業実施に必要な会場及び機材の借上げに要する経費に限る。
	消耗品費	・ 事業の実施に直接必要な資材、部品若しくは消耗品の製作又は購入に要する経費に限る。
	機械設備等導入費	・ 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第一及び第二、第三、第六に定められた工具、器具、機械及び装置並びにソフトウェアの購入、借用又は改良に要する経費に限る。 (以下に記載するものは補助対象外) ・ 長崎市外に設置する機械設備等 ・ 老朽化した機械設備等の更新であるもの ・ 生産活動、サービスの提供及び業務効率化の取組みに直接利用されない機械設備等 ・ 1 件あたりの取得価格が 30 万円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)未満のもの ・ 建物、建物付属設備、構築物、船舶、航空機(ドローン含む)、車両、家具、家庭用品、備品及び空調・厨房設備 ・ パソコン、デジタルカメラ、プリンター、コピー機など汎用性の高い機械装置等の購入及びレンタル ・ 中古品(地域経済牽引事業計画において長崎県の承認を受けた機械設備等を除く。)又はリース契約に基づくもの ・ 太陽光発電関連設備 等
	委託費	・ 補助対象者が、直接実施することができない又は適当でないものについて、他の事業者への外部発注に要する経費に限る。
	使用料	・ 事業の実施に直接必要な使用料に限る
	役務費	・ 事業の実施に直接必要な経費に限る
研究費	・ 契約、協定等に基づき負担する経費に限る	